

<h1>静岡市報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

- 令和2年度工事監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成21年度、28年度、29年度、令和元年度包括外部監査指摘事項に対する措置状況・・・ 1
- 住民監査請求結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

監 査 公 表

静岡市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により別冊のとおり公表する。

令和3年3月1日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子
同	山 根 田鶴子
同	山 本 彰 彦

静岡市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和3年3月1日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子
同	山 根 田鶴子
同	山 本 彰 彦

記

I 平成21年度包括外部監査（補助金等の事務の執行について）

1 森林組合補助金〔中山間地振興課〕

【指摘事項60】

ア 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか

補助金を適正に交付するためには、個々の補助金ごとに交付要綱を作成する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に静岡市監査委員から指摘されている事項である。

イ 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであるとする。

ウ 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであるとする。

エ 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

オ 補助金等の使途のチェックは十分に行われているか

市は補助金等の目的外使用を防止するためにも、その確認を実施していない補助金等については、十分なチェックを行うべきであるとする。

【措置の状況】

ア 平成31年4月1日付で「静岡市森林組合林家指導等事業補助金交付要綱」を施行済みです。

イ 交付目的は、交付要綱第1条（趣旨）にて「森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の成長産業化に資する活動を支援し、もって地域林業の振興を図るため」と明文化済みです。

ウ 効果の測定を可能にするような成果指標については、組合員に対する制度改革の説明や、林業機械の取扱い等の研修の実施回数を成果指標にしており、森林組合が行う活動の頻度により効果を測ることとしています。

エ 補助金等の対象経費の範囲については、交付要綱第4条にて「補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、人件費、報償費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料並びに委託料とする。」と定めています。

オ 補助金等の使途のチェックについては、実績報告書に基づき森林組合担当者からの聞き取りや、根拠資料等の確認を行うことによりチェックしています。

なお、指摘事項に対する措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

II 平成28年度包括外部監査（子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について）

1 清水地区における土曜日開所の検討について〔子ども未来課〕

【指摘事項4】

現在、清水地区の児童クラブは土曜日に開所していない。この点、土曜日開所のニーズは少なくないと考えられ、また静岡地区との公平性の観点からも、清水地区の土曜日開所について再検討する必要がある。

なお、再検討するに当たっては、地域のニーズや受入の可否に鑑み、新たに土曜日開所が必要な児童クラブを選定することや土曜日開所の代わりに保護者の通所選択に柔軟な取扱いを設けることなどを含め、総合的に検討することが望ましい。

【措置の状況】

本市では、「静岡市子ども・子育て支援プラン」に基づき、待機児童の解消を目標に平成27年度から5か年をかけて、児童クラブ室の拡充整備を進めてきました。

児童クラブの利用者は今後も増加が見込まれることから、現在は、新たに策定した「静岡市子ども・子育て・若者プラン」に基づき、令和7年度当初の量の見込みに対応する受け皿を確保するため、令和2年度から5か年をかけて、児童クラブ室の拡充整備を進めています。

このため、クラブ室の拡充整備や、利用児童の増加に対応するための支援員の確保に取り組む必要があります。このような中、清水地区での土曜日開所の受け入れ体制を整えるため

には、更なる支援員の確保が必要となることから、現状では土曜日開所が難しい状況となっています。

清水地区においても、一定程度の土曜日開所のニーズがあることは把握しておりますが、上記待機児童解消のための取り組みを優先的に進める必要があるため、清水地区の土曜日開所は当面の間は実施しないこととしますが、土曜日開所のニーズに対しては、代替としてファミリーサポートセンター事業や土曜日開所している民間児童クラブを周知し対応していきます。

Ⅲ 平成29年度包括外部監査（産業振興に関する施策に係る事務の執行について）

1 耐震対策推進計画の策定について〔商業労政課〕

【指摘事項13】

市は、耐震対策推進計画において特定天井対策の優先順位は高いとし、平成30年度末時点ですべての対象建築物の対策を完了することを目的として掲げている。

東部勤労者福祉センターは2つの特定天井を有するものの、耐震対策推進計画の策定時に明確な財源の確保が行われなかったため、結果として、目標とした平成30年度末時点までに改修工事を完了することができなくなっている。これは、耐震対策推進計画の策定にあたり平成30年度末時点で対策を完了するという期限のみが掲げられ、財源の確保や具体的なスケジュールについて詳細が詰められていなかったことが原因である。計画を策定し、目標を設定する際には、達成のための手段を明確にしておくことが必要である。

【措置の状況】

東部勤労者福祉センターの特定天井改修工事については、緊急防災・減災事業債を活用し、令和2年7月17日から令和3年2月22日までの工期で実施しています。

なお、最新の静岡市公共建築物耐震対策計画においては、令和8年度末までにすべての一般公共施設（学校施設以外）の市基準耐震化率を100%にすることとされており、期限内に対策を完了する見込みです。

今後、目標を設定する際には、達成のための手段（財源確保等）を明確にした上で計画を策定します。

2 勤労者福祉センターの公費負担割合について〔商業労政課〕

【指摘事項18】

勤労者福祉センターの性質別負担割合は「公の施設に関する使用料の設定基準」において、公費負担50%受益者負担50%と設定されているが、東部及び北部の勤労者福祉センターでは公費負担の割合が65%を超えている。

特に、施設規模の大きい東部勤労者福祉センターでは、公費負担割合が高まると施設を利用しない市民が間接的に負担する経費の金額も多額となるため、公費負担割合を50%に抑えるような検討を継続的に実施する必要がある。

【措置の状況】

現在、周辺の代替施設の存在や、施設の維持にかかる厳しい収支の状況を踏まえ、勤労者福祉施策全体の見直しを行う中で、その在り方を検討しています。

東部勤労者福祉センターについては、令和4年度に勤労者福祉施策の在り方方針にかかる庁内合意形成後に、公費負担割合の抑制等を検討する予定です。

なお、北部勤労者福祉センターについては、公費負担の抑制を目的とした使用料の見直しを行い、令和2年10月1日からフィットネスの利用料金を370円から520円へ改定しました。これにより、公費負担割合を56%まで抑えることができる見込みです。

また、このような検討とは別に、利用者アンケート等を基に利用者のニーズを把握し、集客に繋がる講座を充実させるなどの利用料収入の増加に向けた取組を行い、引き続き公費負担の抑制に努めていきます。

3 許可の取消しに関する具体的な基準の策定について [中央卸売市場]

【指摘事項31】

静岡市中央卸売市場業務条例において「業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき」の許可の取り消しについて規定されているが、その基準は明確ではない。滞納金の拡大防止に資するためにも、今後は、許可の取消しに関する基準を策定することが必要である。

【措置の状況】

不利益処分の処分基準について、次のとおり定めました。

「業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいい、資力信用を有しなくなったとされる事情(債務の額、返済が遅れている期間や理由)や、返済計画の立案やその履行状況、悪質性の程度等を総合的に考慮して判断する。

(1) 市場関係事業者又は市に対する債務を有し、その債務を完済する見込みがないと

認められるとき。

(2) 買受代金の支払を怠り催促に応じないとき。

今後は、この基準に基づいて適切に対応していくことで滞納金の拡大防止に努めていきます。

IV 令和元年度包括外部監査（地方独立行政法人静岡市立静岡病院と静岡市立清水病院の財務事務の執行について）

1 病院事業に関する市の中長期的なビジョン〔保健衛生医療課〕

【指摘事項1】

市は、早急に現在の体制を見直し、病院事業に関する具体的なビジョンや対策を検討していく体制を構築すべきである。

【措置の状況】

静岡病院の中長期的なビジョンについては、「静岡病院第2期中期目標（平成30年11月定例会）」で、静岡病院の担うべき医療として、救急医療や感染症医療、心臓血管疾患やがん等の高度医療の継続的な提供等について定めています。清水病院の中長期的なビジョンについては、現行の「清水病院経営計画」に加え、令和2年2月に、本市全体の医療体制の中で静岡病院・清水病院のあり方や特に清水病院の経営形態及び経営改善のための収益増加策等を検討する、「清水地域の医療体制を踏まえた清水病院ビジョン検討会議」を発足し、清水病院のみならず、副市長をはじめ、関係局から構成される検討体制を構築しました。

また、これと並行して、清水地域の公立・公的3病院をはじめ、清水医師会及び市保健衛生医療課等で構成する「清水地域における医療体制検討協議会」を立ち上げ、令和2年2月に1回目の協議会を開催しました。この協議会では、医療を取り巻く環境が厳しい清水地域において、区民が必要とし、また、質の高い医療を安心して受けられる医療提供体制を持続的に確保していくための方策を検討していくもので、令和2年度においても継続的に開催していきます。

2 改革プランの作成状況について〔保健衛生医療課〕

【指摘事項3】

保健医療課は、病院の中期（経営）計画で見直すべき点について、各病院事務局と協議して、【指摘02】を受けて市が別途定める市の改革プランの中で説明するのか、各病院の中

期（経営）計画に追加するかを検討すべきである。

【措置の状況】

（静岡病院）

総務省のガイドラインで示されている項目は例示であり、中期計画に掲載することが必要な項目について掲載をしていることから、項目の追加等は考えておりません。

（清水病院）

ご指摘いただいた項目について、令和3年度に中期経営計画改定の際に、今後示される予定の新たなガイドラインに沿って、見直し等対応していきます。

3 改革プランの公表方法について [保健衛生医療課]

【指摘事項4】

現状の形をこのまま維持するとすれば、少なくとも、静岡病院のホームページ上で、中期計画がガイドラインに基づく改革プランにあたるものである旨の説明を加える必要がある。

【措置の状況】

他の政令市等のホームページの内容を参考にした上で、静岡病院に依頼し、病院ホームページ内の「中期計画」掲載場所に、静岡病院の中期計画がガイドラインに基づく改革プランにあたるものである旨の説明を加えることとしました。

（ホームページ掲載内容）

総務省は、平成27年3月に「新公立病院改革ガイドライン」を策定し、全国の病院事業を設置する地方公共団体に対して「新公立病院改革プラン」の策定を要請しました。

これを受け、静岡市立静岡病院は、設立団体である静岡市との十分な意思疎通を図った上で、令和元年度から4年間の「地方独立行政法人静岡市立静岡病院第2期中期計画」を策定し、本計画をこの新改革プランにあたるものと位置づけることとしました。

4 清水病院の経営支援方針や計画 [保健衛生医療課]

【指摘事項6】

早急に現在の体制を見直し、清水病院の経営支援のための具体的な方針や計画を検討していく体制を構築すべきである。

【措置の状況】

令和元年度は、清水病院の経営計画改定に向けた「経営計画改定プロジェクト」や清水

病院の目指すべき姿を検討する「清水地域の医療体制を踏まえた清水病院ビジョン検討会議」を立ち上げ、主に、経営形態の検討、休床中病棟の使用を含めた診療体制の見直し等を協議してきました。

さらに、令和2年度は、市立病院・公営企業係を設置し、令和3年度に策定する中期経営計画策定に積極的にかかわり清水病院の経営改善を推進していきたいと考えています。

5 医師住宅の現状と利用計画について〔保健衛生医療課〕

【指摘事項12】

①新中町ビルの2室を除く医師住宅については、早急に、廃止を検討する、もしくは、具体的かつ実行可能性の高い利用計画を明確に示すべきである。

②北安東医師住宅について、減損損失の認識の判定を実施し、適宜、財務諸表等における注記事項を記載すべきである。また、独法化してから3年以上が経過しているため、中期計画の策定のタイミングなどの節目においてあらためて時価評価を行うべきである。

【措置の状況】

令和2年度末までに、静岡病院が、医師住宅及び跡地の活用や医師住宅の廃止も視野に入れた具体的な計画を策定する中で、資産の売却との判断に至った場合は、売却方法（病院が資産の売却、市が病院から買い取り）等を静岡病院と協議、整理しながら手続きを進めていきます。

6 改革プランの公表方法について〔地方独立行政法人静岡市立静岡病院〕

【指摘事項4】

現状の形をこのまま維持するとすれば、少なくとも、静岡病院のホームページ上で、中期計画がガイドラインに基づく改革プランにあたるものである旨の説明を加える必要がある。

【措置の状況】

指摘に基づき、当法人の「地方独立行政法人静岡市立静岡病院第2期中期計画」は「新公立病院改革ガイドライン」に基づく新改革プランに代わるものと位置づけている旨当院ホームページ上に掲載しました。

（ホームページ掲載内容）

総務省は、平成27年3月に「新公立病院改革ガイドライン」を策定し、全国の病院事業を設置する地方公共団体に対して「新公立病院改革プラン」の策定を要請しました。

これを受け、静岡市立静岡病院は、設立団体である静岡市との十分な意思疎通を図った上で、令和元年度から4年間の「地方独立行政法人静岡市立静岡病院第2期中期計画」を策定し、本計画をこの新改革プランにあたるものと位置づけることとしました。

7 患者満足度調査について [地方独立行政法人静岡市立静岡病院]

【指摘事項7】

患者満足度調査の結果の公表を検討すべきである。

【措置の状況】

令和元年度の患者満足度調査結果を静岡病院のホームページに掲載しました。今後は毎年、調査結果を公表していきます。

また、病院に寄せられた意見について、現在でも院内掲示板に改善事項を掲示しているところですが、今後は、改善努力を外部にPRするため、ホームページへの掲載も順次行っていく予定です。

8 医療職員の旅費交通費の精算について [地方独立行政法人静岡市立静岡病院]

【指摘事項8】

医療職員についても事務職員と同様、旅費交通費の精算は銀行口座への振込の方法に統一すべきである。

【措置の状況】

令和2年4月1日以降の医療職員に対する旅費交通費の支給については、口座振込による支給へと切り替えました。

9 医療未収金の督促について [地方独立行政法人静岡市立静岡病院]

【指摘事項10】

①医療未収金について、現状のマニュアルをベースにして、病院としての督促のルールや方針を明確にすべきである。

②マニュアル上のルールと実際の運用がずれている催告発送の時期については、あらためて、妥当な時期を見直し、マニュアルに反映させ、これを徹底すべきである。

③催告手続きは、毎日行われる手続ではないので、担当者以外も部分的に手伝えるように手続きの実施時期（1か月の中でいつ頃がいいか）や作業内容（分割・分担）を見直して、人員減をカバーできないか検討すべきである。

【措置の状況】

①病院としての督促のルールや方針を明確にするため、現状のマニュアルや従来からの実務の内容を踏まえ、新たに「静岡市立静岡病院未収金督促マニュアル」を整備しました。なお、作成に当たっては、当病院の内部委員会である「静岡病院債権管理委員会」の中で検討し、令和2年8月20日に承認を受けています。

新マニュアルでは、債権を外来分、入院分等と分けした上で、受診日から1か月経過した時点（毎月10日前）を督促の時期とし、その後も翌月、翌月以降、随時等の各時期で催告するなど、作業内容を取りまとめました。

②催告発送の時期を見直し、①の「静岡市立静岡病院未収金督促マニュアル」にその内容を反映させました。令和2年度から当該マニュアルに基づき、債権回収を行っていきます。

③実施時期や作業内容を見直す過程において、現在の体制で実施可能な事務の分担や早期対応、直接面談して対応すること等が効果的であると確認したため、常勤、非常勤での作業を分担し、毎月10日前に発生後1か月経過した未収金の督促及び、受診時の面談による督促を中心に回収に努めることとしました。

10 防災用備蓄品の管理状況について [地方独立行政法人静岡市立静岡病院]

【指摘事項11】

防災用の備蓄品について、防災訓練など入れ替えのための払出を行う際には表計算ソフトで作成した在庫リストから消費期限の近いものを機械的に抽出する手順を徹底することや、ガントチャートのようなもので品目別の保管期間が一目でわかるようにしておくなどの工夫をするべきである。

【措置の状況】

令和2年3月に、防災倉庫に保管されている防災用備蓄品（非常食）について、受払時の数量を正確に把握するため、梱包されているダンボールごとに管理番号を表記し、これを「在庫リスト」の項目に追記しました。

これにより、消費期限の近い備蓄品の数量を正確に把握することが可能となりました。

また、防災訓練時等に払出を実施する際には、品目ごと消費期限の近いものを「在庫リスト」から機械的に抽出し、入れ替えを行い、併せて払出記録の作成を徹底することとしました。

これにより、何がどれだけ保管されているかを明確に把握し、在庫管理を計画的に行う

ことが出来るようになりました。

11 院内保育所について〔地方独立行政法人静岡市立静岡病院〕

【指摘事項15】

①職員に対してアンケート調査を行い、保育時間の他に設備面などの改善すべき点や潜在的な需要を確認し、利用者数の増加を見込めるかどうかを検証すべきである。

②そのうえで、市と病院が、市が管轄する他の施設とのバランスや、院内保育所を利用しない職員との公平性を考え、市と病院からの補助額の設定や、委託料（保育士の人数）と利用者数のバランス、利用者の個人負担額の設定などについて検討する必要があると考える。

【措置の状況】

院内保育所に求める職員ニーズを確認するため、利用率の高い看護部職員にアンケート調査を実施しました。アンケートでは445名から回答があり、保育時間延長や夜間保育の充実などのニーズを確認することができました。

この結果に基づき、令和2年4月から、夜勤終了後の休憩（仮眠）時間を考慮した夜間保育時間を新設するなど、職員が利用しやすい保育体制を整えました。

なお、上半期が終了した時点で、利用者数の変化などについて検証し、指摘のあった年間コストや市が管轄する他施設とのバランス、利用者の個人負担額の設定などについて、「勤務時間が不規則になりがちな医師や看護師の育児支援の必要性」や「医療従事者の人材確保」といった点も考慮に入れながら検討していきます。

12 再委託先からの暴力団排除に関する書類の入手について〔地方独立行政法人静岡市立静岡病院〕

【指摘事項16】

「契約事務マニュアル」を見直し、再委託先からの暴力団排除に関する書類の入手、または「委託業務等に係る競争入札参加資格認定者名簿」への登載の確認を必須の手続きとするべきである。

【措置の状況】

入札・契約事務における暴力団排除のため、再委託先からも暴力団排除に関する書類「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」を提出させるよう「契約事務マニュアル」を改訂し、措置年月日をもって施行することとしました。

13 契約書への収入印紙の貼付について [地方独立行政法人静岡市立静岡病院]

【指摘事項17】

ミスやミスが起きやすい事項が発見された場合には、適宜「契約事務マニュアル」を見直し、契約書の作成及び保管に関する適切な運用を図っていくべきである。

【措置の状況】

今回の監査で指摘を受けた契約書の保管誤りの原因については、担当者の認識不足であり、下記のとおり再発防止策を講じました。

契約書の事務手続きについて、事務事業ミス未然に防ぐような対策を講じるため、「契約事務マニュアル」に、契約書に貼付する収入印紙の確認事項を追記するなどマニュアルを改訂し、措置年月日をもって施行することとしました。

なお、「契約事務マニュアル」の形骸化を防止するため、毎年開催する契約事務説明会において、各部署で起きた事務事業ミスを契約担当課で集約し、実務に合わせた契約事務マニュアルの見直しを継続的に実施し、契約事務の適正な運用を図っていきます。

14 医事業務・クラーク業務について [地方独立行政法人静岡市立静岡病院]

【指摘事項18】

積算書の記載は正確に行うことが必要である。

【措置の状況】

記載誤りについて、事業決裁時の確認漏れが主な原因と考えています。

そこで、積算時の確認作業（二重チェック等）の徹底や、担当者の契約業務の研修会への参加による知識の習得により、再発防止を図っていきます。

（契約業務の研修会：令和元年10月16日、令和2年1月24日開催）

なお、積算書の一部記載誤りについては、賞与積算時の表記を「単価×時間×30日×2月」から「単価×時間×20日×3月」に正しく記載しました。

15 医事業務・クラーク業務について [地方独立行政法人静岡市立静岡病院]

【指摘事項19】

「日直業務」について、積算内容をいま一度見直し、適正な委託料の水準を確保できるよう検討することが必要である。

【措置の状況】

積算誤りについて、積算時の確認漏れと、担当者の積算に関する知識不足が原因と考え

ています。

そこで、積算時の確認作業（二重チェック等）の徹底や、担当者の契約業務の研修会への参加による知識の習得により、再発防止を図っていきます。

（契約業務の研修会：令和元年10月16日、令和2年1月24日開催）

なお、「日直業務」の「賞与」にかかる積算の一部誤りの指摘については、勤務日数に連動して積算するように変更しました。

単価水準など見直しの必要性については、今後の入札状況に応じて、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金」などを参考に検討します。

16 アクセスログの事後検証について〔地方独立行政法人静岡市立静岡病院〕

【指摘事項20】

牽制のため、アクセスログについて、モニタリングを実施している事実を職員にアナウンスすることが重要である。

【措置の状況】

試験的な検証の実施、モニタリングを実施している旨のアナウンスの実施等の指摘に対し、実施時期の検討を進めている中で、新型コロナウイルス感染による緊急患者の当院への搬送があったことから、当該患者の医療情報システム（電子カルテ）閲覧ログを確認し、不正アクセスのモニタリングを実施しました。その結果、不正ログは確認されませんでした。

また、アクセスログを収集し検証している旨を明記した「電子カルテの不正閲覧禁止の徹底について」の通知を令和2年3月5日付にて各部科課室長あてに通知し、院内への周知を図りました。

今後は毎年度当初の「電子カルテの不正閲覧禁止の徹底について」の通知を定例化したうえで、不定期（年間3～4回を想定）ではありますが、アクセスログの各部門への検証依頼などの実施を進め、不正アクセスの防止を徹底していきます。

17 患者満足度調査について〔静岡市立清水病院〕

【指摘事項21】

患者満足度調査の結果の公表方法と時期について見直しを検討すべきである。

【措置の状況】

調査結果の公表については、これまで、調査結果を掲載した広報紙「Shimizu」を病院ホ

ホームページに掲載してきましたが、ホームページ上に「患者満足度調査」のコンテンツを設置し、常時閲覧できるよう改善しました。

また、公表時期を、従来の7月から2か月早め、5月に掲載しました。(平成29年度から令和元年度までの直近3年分)

18 経理マニュアルの作成について [静岡市立清水病院]

【指摘事項22】

経理マニュアルを、組織として、確実に当年度中に整備できるように進めていくべきである。

【措置の状況】

昨年度までは、決算事務を行う担当者が、自己のためにマニュアルを作成し、作成したものは個人で管理していましたが、令和元年度に、各自が所有していたマニュアルを元に、新たに係として統一したマニュアルを作成し、作成したマニュアルは共有フォルダ内に保存することで職員が閲覧できるよう、組織として管理していくこととしました。

19 松葉づえ保証金について [静岡市立清水病院]

【指摘事項24】

①松葉づえ保証金について、簿外による現金管理を見直すべきである。

②会計上のデータまたは貸出先リストと定期的に残高の一致を確認するように貸出先リストの様式や管理手続きを見直すべきである。

【措置の状況】

簿外管理されている現金については、令和2年4月1日から簿外管理をやめ、貸借対照表に反映させる会計処理を開始しました。

また、現金の保管場所については、保証金の返却処理をスムーズに行うため、現行どおり医事課内金庫で保管することとしました。

あるべき現金残高の明確化等については、令和2年2月1日から、表計算ソフトで金額情報も含む貸出先リストを作成し、現時点のあるべき現金残高が把握できるようにしました。(医事課)

令和2年度より、松葉づえ保証金の管理を財務会計システムに反映させるよう処理方法を事務局内に周知しました。(病院総務課)

20 薬品庫、食品庫・冷蔵庫のセキュリティについて [静岡市立清水病院]

【指摘事項28】

薬品庫、食品庫・冷蔵庫について、日中であっても施錠をするなどの運用の見直しをすべきである。

【措置の状況】

薬品庫や食品庫・冷蔵庫に関するすべての扉に鍵が設置されており、夜間においては施錠を行っています。日中においては、薬品庫は頻繁に人の行き来があり、食品庫・冷蔵庫は扉の開閉が頻繁に行われるため、使用毎に施錠することは困難です。

日中は、薬品庫のある薬剤科及び食品庫・冷蔵庫の扉を確認できる事務室に職員がいることで、職員以外の出入りをチェックできますが、17時以降等の職員が少なくなる時間帯、使用頻度が少なくなる時間帯については施錠を行うように運用を図ることとしました。

静岡市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により令和3年1月19日に請求人A、B及びCから提出のあった静岡市職員措置請求について、監査した結果を同条第5項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月8日

静岡市監査委員 村 松 眞

同 白 鳥 三和子

同 山 根 田鶴子

同 山 本 彰 彦

記

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

- 1 本件請求に係る委託業務のうち、「平成24年度清水庁舎建築物性能検討業務」13,965,000円、「平成29年度静岡市新清水庁舎建設基本構想策定業務」15,120,000円、「平成30年度静

岡市新清水庁舎建設基本計画策定業務」22,950,000円を市の被った損害としてその補填措置を求める部分を却下する。

- 2 本件請求に係るその余の部分(「平成30年度静岡市新清水庁舎建設事業PFI等アドバイザリー業務」27,819,000円、「平成31年度清水駅東口道路上空通路設置調査等業務」6,160,000円)を棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人の住所及び氏名

(1) 住所 静岡市清水区

氏名 A

(2) 住所 静岡市葵区

氏名 B

(3) 住所 静岡市清水区

氏名 C

2 請求書が提出された日

令和3年1月19日

3 本件請求の要旨

静岡市職員措置請求書及び請求人陳述の内容等を整理すると、請求の要旨は、大要次のとおりである。

(1) 平成24年度の委託業務について

ア 市は、「平成24年度清水庁舎建築物性能検討業務」を実施し、株式会社Dに対して13,965,000円を支出したが、その検討業務報告書には次の瑕疵があり、「ミスまたは作偽の混入」が疑われる。

(ア) 耐震診断の結果を証するに足る資料(コンピュータプログラム出力)が添付されていない(具体的には「耐震壁入力データ」、「部材耐力を算定したデータ」が全て添付されていない。これらのデータがなければ、耐震診断解析結果が誘導できない。)

(イ) 解析結果から導かれた耐震壁せん断耐力(約3千トン)が、構造計算書で計算されたせん断耐力(約5千トン)より著しく小さい(これらは、計算方法が異なるとはいえ、同じ耐力を計算しているため、ほとんど同じ値となるはずである。)

(ウ) 耐震診断の建物自重(約1万6千トン)は、構造計算書の建物自重(約2万トン)

より2割も少ない（主要な部材を無視している可能性がある。）。

(エ) 解析結果による建物X方向（張間方向）、Y方向（桁行方向）の水平方向耐力が、整形な建物ではほぼ同じであるはずであるのに、約5割も異なる（Y方向水平耐力がX方向水平耐力より5割多い。構造計算書では、同じ水平耐力になるように計算されている。）。

イ これは計算結果コンピュータ出力を検証しなくては判定できないが、令和2年9月議会の質疑において、市からは「コンピュータ出力の欠落は認めるが、一般社団法人E耐震評定委員会から欠落の指摘がないことから、欠落があったとは認識しない」との回答があった。

ウ 耐震評定委員会の判断うんぬんではなく、市は「市自身が静岡市民に対して、また社会に対して解析結果の正確性を説明できるか否か」との観点から行政実務を遂行すべきであり、市がデータ欠落を認識していた以上は、解析者である株式会社Dに欠落データ提出を求め、耐震診断解析を完全な形とすべきである。

エ 市が、清水庁舎耐震診断の内容について積極的な情報公開や耐震性能不足の原因究明を行ってこなかったことが、市民の理解が得られない根本的な原因である。この点は、他都市の庁舎耐震診断の結果の公表や、耐震性能不足原因究明事例と比較すれば、市がその対策を講じていないことは疑いの余地がない。

オ この状態では耐震性能検討業務委託が正当に完遂されたとは認められず、「職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。」と規定した「静岡市職員倫理条例」に違反しており、委託費用が公金から支出されることは明らかに違法であり、社会通念に照らしても不当である。

カ よって、監査委員は、市長に対し上記支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じることを求める。

(2) 平成29年度から令和元年度の委託業務について

ア 市は、(1)の委託業務の結果を主たる理由として、清水庁舎の移転新築を決定したが、それに関連して次の支出がある。

(ア) 「平成29年度静岡市新清水庁舎建設基本構想策定業務」

委 託 先 : 株式会社F

契約金額 : 15, 120, 000円

(イ) 「平成30年度静岡市新清水庁舎建設基本計画策定業務」

委 託 先 : G株式会社

契約金額 : 22, 950, 000円

(ウ) 「平成30年度静岡市新清水庁舎建設事業P F I等アドバイザー業務」

委 託 先 : G株式会社

契約金額 : 29, 887, 000円 (合意解除契約により27, 819, 000円に変更)

(エ) 「平成31年度清水駅東口道路上空通路設置調査等業務」

委 託 先 : 株式会社H

契約金額 : 6, 160, 000円

イ 上記4件の支出の主たる根拠となった「平成24年度清水庁舎建築物性能検討業務」においては、耐震診断が一般財団法人日本建築防災協会制定の耐震診断基準のうち二次診断のみしか実施されていない。耐震診断の実施は様々な角度から診断を実施することが求められている。「静岡県既存建築物の耐震診断・補強計画マニュアル」においても、「3. 1. 1 建物の構造的性状を適切に評価する診断次数とすること」との規定があり、清水庁舎のような高層で大規模な建築物を、二次診断のみで終了しその結果を確定事項とすることは、著しく妥当性を欠くものである。

ウ また、同様に上記支出の根拠となった「平成25年度清水庁舎建築物性能検討業務」における時刻歴応答解析は、「静岡県建築構造設計指針・同解説」等に準拠しておらず、著しく正当性及び正確性を欠く。

エ このため、上記4件の業務委託費用の支出は明らかに違法であり、不当である。

オ よって、監査委員は、市長に対し、上記4件の支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じるように勧告することを求める。

第3 監査の結果を決定した理由

1 監査対象事項の決定

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法・不当な公金の支出等や怠る事実の発生を防止等し、又はこれらによって生ずる損害の補填を求めることなどを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のある

らゆる行為を対象とするものではなく、その対象は、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な「公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている。

また、法第242条第2項に「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

これらの点を踏まえて、請求内容及び陳述内容等を総合的に判断し、次のとおり監査対象事項を決定した。

(1) 監査対象について

本件請求に係る委託料の支出日及び支出金額は、それぞれ次のとおりであることを確認した。

- ①「平成24年度清水庁舎建築物性能検討業務」(以下「請求1」という。)
支出日：平成25年5月16日 支出金額：13,965,000円
- ②「平成29年度静岡市新清水庁舎建設基本構想策定業務」(以下「請求2」という。)
支出日：平成30年5月10日 支出金額：15,120,000円
- ③「平成30年度静岡市新清水庁舎建設基本計画策定業務」(以下「請求3」という。)
支出日：令和元年5月16日 支出金額：22,950,000円
- ④「平成30年度静岡市新清水庁舎建設事業PFI等アドバイザー業務」(以下「請求4」という。)
支出日：令和3年1月28日 支出金額：27,819,000円
- ⑤「平成31年度清水駅東口道路上空通路設置調査等業務」(以下「請求5」という。)
支出日：令和2年4月23日 支出金額：6,160,000円

よって、請求1、請求2及び請求3の委託業務に係る支出(合計金額52,035,000円)については、公金支出のあった日から1年を経過していることから、法第242条第2項の請求期間制限の規定に反することとなり、同項ただし書の正当な理由の有無を検討することとする。

一方、請求4及び請求5の委託業務に係る支出(合計金額33,979,000円)については、請求人は本件請求時点で公金支出のあった日から1年を経過しているとしているが、確認の結果、これらの支出は、未だ1年を経過していないことから住民監査請求の対象と

し、監査を実施することとする。

(2) 請求1における「正当な理由」の有無について

公金支出のあった日から1年を経過している請求1について、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」の有無が問題となるところ、請求人は、職員措置請求書において、「令和2年8月4日に提出した、静岡市議会議員Cが、静岡市管財課を経由して行った一般社団法人Eへの質問の回答（令和2年8月18日受領）があるまで、客観的には知り得なかったものである。C議員は、令和2年9月、静岡市議会9月定例会総括質問において「清水庁舎耐震診断問題」について質問を行い、また、令和2年3月から静岡市当局に対して計8回の書面による質疑を行ってきた。ところが、この質疑の中で耐震診断解析の中に主要な耐震要素のデータ欠落（三次診断入出力データの欠落）が判明したため、提出を求めたが応じられず、耐震診断成果品及び一般社団法人Eへ提出された耐震診断申請書の正本および副本の開示を請求した結果、主要なデータの欠落が判明したものであり、当該支出から1年を経過した後に本措置請求がなされたことにつき正当な理由がある。」と記載している。

さらに、請求人は、陳述後に提出した意見書において、清水庁舎の耐震性能検討業務が設計図書として扱われるべきことなどとして、清水庁舎が旧耐震設計であると主張する市当局が要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の公表に清水庁舎を含めておらず、その後公表対象に加えたことを確認した令和2年12月1日が請求事実判明の起算日とすべきであるとの新たな主張をしている。

「正当な理由の有無」は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとされている（最高裁昭和63年4月22日第二小法廷判決・判例時報1280号、最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決・判例時報1807号）。そして、この点を踏まえた事例として、昭和59年10月中旬までには公金を違法又は不当に支出したことが明らかになったことについて、4箇月あまりを経過した昭和60年3月8日になってはじめて監査請求を行った事案につき法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるということとはできないとした判例（最高裁昭和63年4月22日第二小法廷判決・前出）、平成元年12月12日及び13日に新聞報道によって不明朗な支出であることが指摘されていたことについて、2箇月あま

りを経過した平成2年3月7日にはじめて監査請求を行った事案につき相当な期間内に監査請求をしたものということとはできないとした判例（最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決・前出）、情報公開条例に基づく開示請求により具体的な内容が明らかになった1箇月後に監査請求を行ったことについて「正当な理由」があるとされた判例（最高裁平成20年3月17日第一小法廷判決・判例時報2004号）などがある。

このことを請求1に当てはめて検証するに当たり、職員措置請求書に記載のある令和2年3月から始まる市当局と請求人との間の計8回の質疑の内容を点検したところ、令和2年4月7日質問・同年4月14日回答の第3回目の質疑において、「2種類の評価プログラムを使用しているのはなぜか。三次診断用のプログラム「DOC-3次診断」を使用しているが、このプログラムで解析しなかったのはなぜか。」との質問に対し、市からは三次診断プログラムを使用している理由とともに、「第三次診断プログラムで算出した部材耐力を第二次診断プログラムに直接入力し、第二次診断を行っている。」との回答があり、この時点で直接入力があったことが請求人に対して明示されていること、及び令和2年5月1日質問・同年5月22日回答の第4回目の質疑において、報告書に一連のデータが添付されているかの質問に対し、市からは一貫計算結果の出力がなく提出できない旨の回答がされ、この時点で、請求1の趣旨であるコンピュータプログラム出力の不添付が明らかとなったことが確認された。これらの事実から、一連の質疑が行われた時点で、請求人は、相当な注意力をもって調査すれば、本件請求に至ることは可能であったことが認められる。

よって、前記各判例が示す「相当な期間内に監査請求をしたかどうか」の判断の枠組みを総合的に勘案すると、早ければ令和2年4月14日以降、遅くとも請求人が当初主張していたプログラム出力の不添付を知ったとする令和2年8月18日以降、長くて9箇月程度、短くとも5箇月を経て本件請求が行われたことになり、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたとはいえないことになる。

また、請求人は、市が清水庁舎を要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の公表対象に加えたことを知った日が令和2年12月1日であるとして「正当な理由」があるとも主張しているが、市が清水庁舎を当該耐震診断の公表対象としたことと請求1に係る公金支出の根拠となった委託業務の成果の瑕疵の有無との関係が不明である上、前記の判例の判断枠組みを総合的に勘案した経過からすると、この点は、前記認定を左右する事情とはならない。

以上のことから、請求1における法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」

は認められない。

(3) 請求2及び請求3における「正当な理由」の有無について

公金支出のあった日から1年を経過している請求2及び請求3に係る法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」の有無について、請求人は、「令和2年9月23日、静岡市議会総括質問に対する当局の回答があるまで、客観的には知り得なかったものであるから、当該支出から1年を経過した後になされたことにつき正当な理由がある。」とのみ主張している。

この請求人の主張は、請求1を基礎として、請求2及び請求3の委託業務は清水庁舎の移転新築の理由が同庁舎の耐震性不足であることによって実施されたものであることから、請求1における違法・不当な瑕疵の存在を前提とした当該行為を知り得た時点が令和2年9月23日であることを請求2及び請求3における前記「正当な理由」としているものと認められる。

しかし、請求1については(2)で検証したとおり、プログラム出力の不添付を知ることができたと解される時から9箇月ないし5箇月を経た監査請求であると認められる上、請求2及び請求3につき令和2年9月23日に初めてこのことを知り得たとしても、その後4箇月近くを経て本件請求が行われたことは、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたとはいえず、請求2及び請求3における法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」は認められない。

(4) 請求の却下について

以上のことから、請求1、請求2及び請求3の支出金額合計52,035,000円を市の被った損害としてその補填措置を求める部分は、公金支出のあった日から1年を経過した不適法な請求として却下を免れない。

よって、第1の1のとおり決定する。

2 監査の経過

(1) 令和3年2月10日、請求人は、事実証明に係る追加資料を提出した。

(2) 令和3年2月18日、監査委員は、法第242条第7項の規定により請求人の陳述の機会を設けた。なお、この陳述には、同条第8項の規定により立会人として財政局財政部参与兼管財課長、企画局アセットマネジメント推進課長、都市局建築部参与兼建築総務課長

が関係職員として出席した。

(3) 同日、請求人は、陳述において、職員措置請求書の記載内容の一部を訂正した。

(4) 同日、監査委員は、法第199条第8項及び「静岡市住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述等の取扱基準」第6の規定により財政局次長兼財政部長、企画局次長、財政局財政部参与兼管財課長、企画局アセットマネジメント推進課長、都市局建築部参与兼建築総務課長を関係職員として陳述の聴取を行った。なお、この陳述の聴取には、法第242条第8項の規定により立会人として、請求人が出席した。

(5) 令和3年2月25日、請求人は、関係職員の陳述に対する意見書及び追加資料を提出した。

3 監査委員の判断

本件請求のうち、1の(4)により却下した請求1、請求2及び請求3を除く部分について、次のとおり判断する。

(1) 関係職員の陳述について

本件請求について、関係職員は、陳述においておおむね次のように説明している。

- ① 本件請求の対象となっている業務のうち、アセットマネジメント推進課所管分の業務は、請求2、請求3、請求4及び請求5の4つである。
- ② 請求人は、請求1の結果を主たる理由として、4つの業務が発注され、公金が支出されたと主張するとともに、請求1に瑕疵があることから平成29年度以後に実施された4つの業務に係る公金支出が違法・不当なものであると主張しているが、請求1自体には何らの問題はなく、そもそも4つの業務は、請求1とは全く別の業務であって、請求1の結果のみをもって実施されたものではない。
- ③ すなわち、請求2とそれに続く請求3については、確かに、請求1の結果である現庁舎が想定される大規模地震に対し倒壊する危険性は低いものの、かなりの被害を受けられる可能性があるとの点が、これら2つの業務実施の一要素となっていたことは否定しないが、それは契機にすぎず、そのみを主たる理由に委託業務として発注したものではない。
- ④ 請求2と請求3は、新清水庁舎建設に当たっての基本構想・基本計画を策定するものであり、清水区のまちづくりの方針・計画を整理した上で、その理念・構想とそれを実現するための新庁舎の建設計画を策定するものとなる。これらの業務は、かつて

の清水のまちなかの活気を取り戻し、清水全体を活性化するための将来ビジョン「明日の清水のまちづくり」に求められる新庁舎の検討と市民に開かれたコンパクトな庁舎建設計画に向けた業務であって、現庁舎の耐震化対策を直接の目的としたものでない。そのことは、請求1が東日本大震災の被害状況を受けて、現庁舎の業務継続性を前提に大規模改修等を検討するために実施した業務であったところ、これらの業務の内容が現庁舎の大規模改修のみに特化したものではないことなどからみても明らかである。

- ⑤ 請求4及び請求5の業務については、いずれも新清水庁舎建設に関連する業務であり、請求4は、新清水庁舎の整備手法に関する業務のため、現清水庁舎の耐震化対策とは直接の関係を持たないし、請求5に至っては、現庁舎と直接関係しないことは論ずるまでもないと考える。
- ⑥ 以上のことから、いずれの業務についても、現庁舎の耐震性能評価の結果とは直接関係しないものとする。なお、請求人は、現庁舎の耐震診断が二次診断のみで終了し、その結果を確定事項として、(時系列的に後発している)4つの業務を委託発注することは著しく妥当性を欠く旨を主張しているが、この点についても、これらの業務は、現庁舎の耐震化対策に直接関係する業務ではないことから、その主張自体が失当であると考える。
- ⑦ 請求人は、「平成25年度 清水庁舎建築物性能検討業務」における時刻歴応答解析は、静岡県建築構造設計指針・同解説等に準拠しておらず、著しく正当性及び正確性を欠くと主張している。具体的にどのような点が準拠していないのかを明らかにしていないが、当該業務については、業務目的に沿うように指針等に準拠して実施されている。
- ⑧ また、請求人は、本件請求の中で、この業務(注：⑦に示す平成25年度の業務)についても4つの業務の支出の根拠である旨を述べているが、請求1と同様、請求2及び請求3については、この業務の結果のみをもって実施したものではなく、請求4及び請求5は直接関係がない。
- ⑨ そもそも、請求1の結果である現庁舎の耐震性能評価自体に何ら問題はなく、アセットマネジメント推進課所管の4つの業務についても違法又は不当な公金の支出はないことから、請求人の主張には理由がないものと考えている。

(2) 請求4及び請求5について

請求4及び請求5に係る委託業務は、関係職員の説明によれば、新清水庁舎建設に関連する業務であり、請求4は、新清水庁舎の整備手法(PFI)についてのアドバイザ

リー契約、請求5は新清水庁舎建設に関連してJR清水駅東口のペDESTリアンデッキ設置のための調査業務であることが認められるところ、これらの業務に係る委託料の支出が違法又は不当であるとの請求人の主張は、当該委託料の支出それ自体の違法・不当をいうものではなく、これらの業務の成り立ちが請求1に係る清水庁舎建築物性能検討業務の成果に依存している点のみをもって違法・不当をいうものと認められる。

そうすると、請求1に係る業務の成果（請求人は、この成果に瑕疵があることを理由として請求1の業務に係る委託料の支出が違法・不当であるとする。）と請求4及び請求5に係る委託業務の成り立ちとの間の因果関係を説明する必要がある上、仮に因果関係があるとすれば、請求1に係る業務の成果に依存して成立したとする請求4及び請求5に係る委託業務の成立経緯を踏まえた委託料支出の違法性・不当性を議論しなければならないこととなる。

請求人は、この点につき、令和2年8月臨時市議会における「静岡市清水庁舎の移転新築計画に関する住民投票条例の制定について」の議案に付した静岡市長の意見の中で、清水庁舎の移転の最大の理由は耐震診断の結果であるとされている旨を述べているが、当該議案における市長意見書を確認したところ、新清水庁舎整備の方針決定においては、内部検討のみならず外部有識者や自治会連合会、地元経済団体、公募市民等で構成される「新清水庁舎建設検討委員会」を設置した上で検討をすすめ、「現庁舎の大規模改修」、「現地建替え」、「移転建替え」の3案のうちから市のまちづくりの方針である「静岡市都市計画マスタープラン」との整合やコスト比較なども踏まえて「移転建替え」の方針を固め、移転先についても、公共交通の利便性や新たな財政負担の抑制などを材料に「清水駅東口公園」が最適であるとの判断をしていることが把握された。

これらの事実からは、清水庁舎の移転新築が多様な要素を様々な角度から検討した結果として導き出されたものであることが窺われ、請求1に係る耐震診断の結果は、これらの多様な要素のひとつであり、清水庁舎の移転新築に至る背景をなすに過ぎないものであると評価されるべきものであって、請求人のいう「清水庁舎の移転の最大の理由」と捉えることは妥当でないから、請求人の主張は失当である。

したがって、請求1に係る業務の成果と請求4及び請求5に係る委託業務の成り立ちとの間に因果関係は認められることはなく、また、請求4及び請求5に係る委託業務の成立経緯には様々な政策的な検討経過を経たことが認められる上、請求4及び請求5に係る委託料それ自体の支出の違法性・不当性の点については請求人から何らの主張もされていないことから、請求人の主張は採用することはできない。

(3) 結論

以上のとおり、請求4及び請求5の委託料に係る金額合計33,979,000円は違法又は不当な支出ということとはできず、したがって市の被った損害の補填措置を求める本件請求には理由がないから第1の2の監査結果のとおり判断するものである。